

名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7年12月19日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第122号

名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例施行細則（平成20年名古屋市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第 1条の 2の見出し中「に関する技術的読み替え」を削り、同条の表第 3条第2項の項及び第 3条第 3項の項を削り、同条に次の 4項を加える。

2 前項の規定により読み替えられた条例第 3条第 1項に規定する12月本徴収（以下「12月本徴収」という。）によって徴収する保険料の額は、当該年度分の保険料の額から11月までの各納期の納付額の合算額（特別徴収済額がある場合には、当該額を加えた額）を控除した額とする。

3 市長は、準用介護保険法第 134条第 2項の規定による通知に係る被保険者の保険料の額について、10月に変更がある場合には、別に定めるところにより、10月及び11月の各納期の納付額並びに12月本徴収によって徴収する保険料の額を調整するものとする。

4 第1項の規定により読み替えられた条例第3条第1項に規定する2月本徴収（以下「2月本徴収」という。）によって徴収する保険料の額は、当該年度分の保険料の額から1月までの各納期の納付額の合算額（特別徴収済額がある場合には、当該額を加えた額）を控除した額とする。

5 第3項の規定は、準用介護保険法第134条第3項の規定による通知に係る被保険者の保険料の額について準用する。この場合において、同項中「10月」とあるのは「12月」と、「11月」とあるのは「1月」と、「12月本徴収」とあるのは「2月本徴収」と読み替えるものとする。

第1条の2を第1条の4とし、第1条の次に次の2条を加える。

（条例第2条の2の市長が定める額）

第1条の2 条例第2条の2の市長が定める額は、当該年度の前年度分の保険料の額（当該保険料の納付義務が当該前年度の賦課期日後に発生したものである場合にあっては、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年愛知県後期高齢者医療広域連合条例第31号）第14条の規定を適用する前の額）を12で除して得た額に2を乗じて得た額（当該金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

2 市長は、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間において、特別徴収の方法により徴収する保険料額を、前項に掲げる額とすることが適当でないと認められる特別な事情がある場合は、市長が定める額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。

（条例第3条第2項に規定する市長が定める額）

第1条の3 条例第3条第2項に規定する同条第1項の規定により変更された各納期の納付額として市長が定める額は、当該年度分の保険料の額を6で除して得た額（当該金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。ただし、特別徴収済額（条例第2条第2項に規定する特別徴収済額をいう。以下同じ。）がある場合は、この項本文の規定により得た額に3を乗じて得た額から特別徴収済額を控除した額を3で除して得た額とし、当該金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、全て7月の納期の納付額に合算するものとする。

2 条例第3条第2項に規定する本徴収によって徴収する保険料の額として市

長が定める額は、当該年度分の保険料の額から 9月までの各納期の納付額の合算額（特別徴収済額がある場合には、当該額を加えた額）を控除した額とする。

第 5条第 2項中「第26条」の次に「及び第30条から第32条までの規定」を加え、同条第 3項を削る。

第 7条第 3項中「（平成19年愛知県後期高齢者医療広域連合条例第31号）」を削る。

第 8条第 2項中「未納の納付金」の次に「（他区の区長の権限に属するものを含む。）」を加え、同条第 4項中「後期高齢者医療保険料過誤納金還付請求書」を「後期高齢者医療保険料過誤納金還付請求書（調書）」に、「後期高齢者医療保険料過誤納金還付加算金請求書」を「後期高齢者医療保険料過誤納金還付加算金請求書（調書）」に改め、同項ただし書中「後期高齢者医療保険料過誤納金還付加算金通知書」を「後期高齢者医療保険料過誤納金還付加算金還付・充当通知書」に改める。

第13条第 1項ただし書を次のように改める。

ただし、第 3条、第 8条第 1項、第 3項及び第 4項並びに第11条に規定する区長の職務は保険料の額を通知した区長が、既に当該年度分の保険料の額を通知した場合における第 2条第 1項及び第 5条に規定する区長の職務は当該年度分の保険料の額を最初に通知した区長が、市長が別に定める場合を除き、それぞれ、これを行う。

第13条第 2項中「場合は、」を「場合には」に改め、「に、」の次に「被保険者の資格を喪失した場合には当該資格を喪失したときの住所又は居所の区域を所管する区長に、」を加え、「を委託することができる」を「に関する事務を委託するものとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第14条中第 5号を削り、同条第 5号の 2中「第 5号様式の 2」を「第 5号様式」に改め、同号を同条第 5号とし、同条第 5号の 3及び第 6号を削り、同条第 7号中「第 7号様式」を「第 6号様式」に改め、同号を同条第 6号とし、同条第 8号中「第 8号様式」を「第 7号様式」に改め、同号を同条第 7号とし、同条第 9号中「第 9号様式」を「第 8号様式」に改め、同号を同条第 8号とし、

同号の次に次の 1号を加える。

(9) 後期高齢者医療保険料過誤納金還付請求書（調書） 第 9号様式

第14条第10号及び第11号を次のように改める。

(10) 後期高齢者医療保険料過誤納金還付加算金請求書（調書） 第10号様式

(11) 後期高齢者医療保険料過誤納金還付加算金還付・充当通知書 第11号様式

第14条第12号及び第13号を削り、同条第14号中「第14号様式」を「第12号様式」に改め、同号を同条第12号とし、同条第15号中「第15号様式」を「第13号様式」に改め、同号を同条第13号とし、同条第16号中「第16号様式」を「第14号様式」に改め、同号を同条第14号とし、同条に次の 1号を加える。

(15) 後期高齢者医療保険料納付状況証明書（滞納なし） 第15号様式

第 1号様式及び第 2号様式を次のように改める。

第 1号様式

後期高齢者医療保険料納入通知書・特別徴収額通知書

年 月 日

様

名古屋市 区長 印

被保険者氏名		被保険者番号														
決定年月日		生年月日							性別							
決定理由																

【保険料額】

年度に納付する保険料額
円

【期別保険料額】

	保険料額	
	普通徴収	特別徴収
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
計		
合計額		

【保険料の納付方法等】

保険料の徴収方法	
特別徴収義務者名	
特別徴収対象年金	
年金受給額	

【普通徴収の場合の納期限】

納期	納期限

備考 1 行政不服審査法第82条第 1項及び行政事件訴訟法第46条第 1項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

名古屋市 納付書 (納付済通知書)		名古屋市 納付書 (原符)		名古屋市 領収証書	
加入者	区	口座番号	合計金額	記 号	番 号
納期限	通知書番号	年度	期別		
				加入者	
				口座番号	
				保険料額	円
				延滞金	円
				合計金額	円
				納付義務者	
				合計金額	円
				納付義務者	
				通知書番号	
				納 期 限	
				取 扱 期 限	
保険料額	円	延滞金	円	領 収 日 付 印	
		合計金額	円	領 収 日 付 印	
				取 扱 期 限	
納付義務者	様 納	取扱期限		(名古屋市・CVS保管)	
		上記のとおり通知します。		(納付者保管)	

備考 用紙の大きさは、縦 114.3 ミリメートル、横 292.1 ミリメートルとし、納付済通知書片は横 125 ミリメートル、納付書片は横 55.34 ミリメートルとする。

この領収書は名古屋市の収納機関の領取日付印がないと効力を生じませんのでご注意ください。

領 収 日 付 印

上記のとおり領取しました。

通知書番号
宛名番号
通知書番号
納期限
取扱期限

上記のとおり納付します。

(納付者保管)

第 4号様式及び第 5号様式を次のように改める。

名古屋市 納付書 (納付済通知書)		名古屋市 納付書 (原符)		名古屋市 領収証書	
記 号	番 号				
加入者	口座番号	合計金額	加入者	口座番号	加入者
納期限	通知書番号	年度	保険料額	延滞金	保険料額
		期別	円	円	円
納付義務者		合計金額	納付義務者	口座番号	納付義務者
		円			
通知書番号			通知書番号		通知書番号
納 期 限			納 期 限		納 期 限
指 定 期 限			指 定 期 限		指 定 期 限
(指定)	領 収 日 付 印		(指定)	領 収 日 付 印	(指定)
上記のとおり納付します。			上記のとおり領収しました。		
保険料額	円	延滞金	円	領 収 日 付 印	(名古屋市・CVS保管)
		合計金額	円		(金融機関又はCVS保管)
納付義務者	様 納	指定期限			(納付者保管)

備考 用紙の大きさは、縦 114.3 ミリメートル、横 292.1 ミリメートルとし、納付済通知書片は横 125 ミリメートル、納付書片は横 55.34 ミリメートルとする。

第 5号様式

年度歳入 後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書

年 月 日

様

名古屋市 区長 印

被保険者氏名		被保険者番号							
性 別		生 年 月 日							

【保険料の納付方法等】

納 付 方 法	特 別 徴 収	年金支払月	特別徴収される 保 險 料 額
特別徴収義務者名		4月	
特別徴収対象年金		6月	
年 金 受 給 額		8月	
		仮徴収合計額	

備考 1 行政不服審査法第82条第 1項及び行政事件訴訟法第46条第 1項の規

定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

第 5号様式の 2から第 6号様式までを削り、第 7号様式（表）中

「

整 理 番 号	被 保 険 者 番 号	C・D	納 付 月
			年 月分
未 納 保 険 料 額	円	延 滞 金	裏面記載の計算 方法により算出 し た 金 額

を

」

「

対象年度			対象期月
未 納 保 険 料 額	円	延 滞 金	裏面記載の計算方法 により算出した金額
通知書番号			

に改め、同様式を第

」

6号様式とし、同様式の次に次の 1様式を加える。

第 7号様式

年 月 日

後期高齢者医療保険料延滞金減免申請書								
(宛先) 名古屋市 区長								
次のとおり申請します。								
申請者	住所							
	氏名							
申請事由								
	滞納金額							
科目	賦年	相年	期(月)	未納額(円) (法律による金額)	延滞金(円) (法律による金額)	合計金額(円) (法律による金額)	納期限	賦課情報
	通知書番号							
合 計 (法律による金額)				円				
<備考>								

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 8号様式から第11号様式までを次のように改める。

第 8号様式

様

年 月 日

名古屋市 区長

印

後期高齢者医療保険料過誤納金還付・充当通知書

次のとおり過誤納金をお返し（充当）しますのでお知らせします。

氏名						
過誤納番号	過誤納発生の理由	過誤納合計額 円	+	還付加算金 円	-	充当合計額 円
					=	還付額 円

<過誤納の詳細>

科目	賦課年度		年度	対象年度	年度	通知書番号	
期月	納付すべき額			納付済額		過誤納額	
	保険料	延滞金		保険料	延滞金	保険料	延滞金
期	円	円		円	円	円	円
合計	円	円		円	円	円	円

<充当先の詳細>

氏名						
----	--	--	--	--	--	--

科目	通知書番号		期月	充当額		充当後の未納額	
	賦課年度	対象年度		保険料	延滞金	保険料	延滞金
			期	円	円	円	円
	年度	年度					
合計				円	円	円	円

<振込先口座>

還付予定日						
金融機関名					支店名	
口座種別		口座番号		口座名義人		

備考 1 行政不服審査法第82条第 1項及び行政事件訴訟法第46条第 1項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

第 9号様式

年 月 日

請求先 名古屋市 区長

後期高齢者医療保険料過誤納金還付請求書（調書）

請求日							
請求者	住所						
	氏名	連絡先 (電話番号)					

以外の金融機関	金融機関名		支店名							
銀行	金融機関コード		支店コード		口座番号				口座種別	
銀行	金融機関コード	記号			番号				預金種目	

口座名義人	フリガナ										
	氏名										

納付義務者					
還付金額				過誤納発生の理由	
賦課年度				対象年度	
科目				通知書番号	

								備考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

第10号様式

年 月 日

請求先 名古屋市 区長

後期高齢者医療保険料過誤納金還付加算金請求書（調書）

請求日							
請求者	住所						
	氏名	連絡先 (電話番号)					

以外の金融機関	金融機関名		支店名							
銀行	金融機関コード		支店コード	口座番号				口座種別		
銀行	金融機関コード	記号			番号				預金種目	

口座名義人	フリガナ										
	氏名										

納付義務者						
還付金額				過誤納発生の理由		
賦課年度				対象年度		
科目				通知書番号		

								備考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第11号様式

様

年 月 日

名古屋市 区長

印

後期高齢者医療保険料過誤納金還付加算金還付・充当通知書

次のとおり過誤納金還付加算金をお返し（充当）しますのでお知らせします。

氏名					
過誤納番号	過誤納発生の理由	還付加算金	充当合計額	還付額	
		円	円	円	円

<過誤納の詳細>

科目	賦課年度	年度	対象年度	年度	通知書番号
期月	納付すべき額		納付済額		過誤納額
	保険料	延滞金	保険料	延滞金	保険料 延滞金
期	円	円	円	円	円 円
合計	円	円	円	円	円 円

<充当先の詳細>

氏名					
----	--	--	--	--	--

科目	通知書番号		期月	充当額		充当後の未納額	
	賦課年度	対象年度		保険料	延滞金	保険料	延滞金
			期	円	円	円	円
合計				円	円	円	円

<振込先口座>

還付予定日					
金融機関名					支店名
口座種別		口座番号		口座名義人	

備考 1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第12号様式及び第13号様式を削り、第14号様式を第12号様式とし、第15号様式を第13号様式とする。

「
第16号様式中 保 険 料 額 を 納付すべき金額 に、
」

「

未 納 (滞 納) 額	備 考

を

」

「

納 期 未 到 来 額	滯 納 額	備 考

に改め、同様式

」

を第14号様式とし、同様式の次に次の 1様式を加える。

後期高齢者医療保険料納付状況証明書（滞納なし）

納付義務者	住所
	氏名

上記のとおり相違ないことを証明します。

備考

年 月 日
名古屋市 区長

印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

附 則

- 1 この規則は、令和 8年 1月 5日から施行する。ただし、第 1条の 2（見出しを含む。）の改正規定及び同条を第 1条の 4とし、第 1条の次に 2条を加える改正規定並びに第 7条第 3項の改正規定並びに次項の規定は、同年 4月 1日から施行する。
- 2 令和 8年度分の保険料に係るこの規則による改正後の名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例施行細則（以下「新規則」という。）第 1条の 2第 1項の規定の適用については、同項中「（当該保険料の納付義務が当該前年度の賦課期日後に発生したものである場合にあっては、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年愛知県後期高齢者医療広域連合条例第31号）第14条の規定を適用する前の額）を12」とあるのは、「を12（当該保険料の納付義務が当該前年度の賦課期日後に発生したものである場合にあっては、その発生した日の属する月から当該前年度の 3月までの月数）」とする。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び請求書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている納付書等は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。